

川口市監査告示第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年5月6日

| | | |
|---------|----|----|
| 川口市監査委員 | 澤野 | 高雄 |
| 同 | 金井 | 洋 |
| 同 | 野口 | 宏明 |
| 同 | 芝崎 | 正太 |

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

教育総務部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成31年2月1日～平成31年3月20日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (1)未収金 | ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか |
| (2)現金 | ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか |
| (3)補助金等 | ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか |
| (4)契約事務 | ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か |

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| | イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか |
| (5)財産管理 | ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか |

4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年12月31日

5 監査の実施期間

令和4年2月3日～令和4年3月28日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[教育総務課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 分庁舎使用料

イ 支出事務

(ア) 教育委員会委員報酬

(イ) 教育委員会事務点検・外部評価委員報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 施設維持補修の修繕料

ウ 契約事務

(ア) 分庁舎清掃等の委託契約

(イ) 市立中学校防犯カメラ等の賃貸借契約

(ウ) 中学校理科教材備品等の教材備品購入契約

- エ 財産管理
 - (ア) 備品管理
 - (イ) 行政財産使用許可

[生涯学習課]

(1) 主な監査項目

- ア 収入事務
 - (ア) 公民館使用料
- イ 支出事務
 - (ア) 社会教育委員等の報酬
 - (イ) 講師報償金
 - (ウ) 旅費
 - (エ) 消耗品費
 - (オ) 前川南公民館防犯用モニター等の修繕料
 - (カ) 川口市PTA連合会補助金等
- ウ 契約事務
 - (ア) 新郷公民館他29館夜間管理業務等の委託契約
 - (イ) 西川口公民館他2館自動車等の賃貸借契約
- エ 財産管理
 - (ア) 備品管理
 - (イ) 郵便切手等の受払い
- オ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

[文化推進室]

(1) 主な監査項目

- ア 収入事務
 - (ア) 展示室等使用料等の使用料
 - (イ) 文化振興事業寄附金
 - (ウ) ワークショップ等参加料雑入
- イ 支出事務
 - (ア) 文化芸術審議会委員報酬
 - (イ) 川口市文化三賞賞賜金等の報償金

- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) アートギャラリーガラリー塗装等の修繕料
- (カ) 青少年ピアノコンクール実行委員会交付金等

ウ 契約事務

- (ア) 「寄贈作品展」展示制作等業務等の委託契約
- (イ) アートギャラリー自動車等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[文化財課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 文化財センター使用料
- (イ) 市史等頒布雑入

イ 支出事務

- (ア) 文化財保護審議会委員報酬
- (イ) 調査員等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 指定文化財補助金

ウ 契約事務

- (ア) 旧田中家住宅清掃業務等の委託契約
- (イ) 電子計算機等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

[中央図書館]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 図書館使用料等の使用料
- (イ) 書籍等弁償金等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会委員報酬
- (イ) 講師等報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 高所リフター保守点検及びホイール等の修繕料
- (カ) 日本図書館協会会費等

ウ 契約事務

- (ア) 中央図書館業務補助等の委託契約
- (イ) コインベンダー付電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い
- (ウ) 行政財産使用許可

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[科学館]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 科学展示施設入場料等の使用料

イ 支出事務

- (ア) 科学館運営審議会委員報酬
- (イ) 事業協力者等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 埼玉県博物館連絡協議会負担金等

ウ 契約事務

- (ア) 科学展示装置改修等の委託契約
- (イ) ネットワーク機器等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

[スポーツ課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 体育施設等使用料
- (イ) スポーツ教室参加料等の雑入

イ 支出事務

- (ア) スポーツ推進審議会委員等の報酬
- (イ) 中学校・高等学校運動部活動指導者報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 物件費等の修繕料
- (カ) スポーツ推進委員協議会事業交付金等

ウ 契約事務

- (ア) 東スポーツセンター管理業務等の委託契約
- (イ) 仮設事務所等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収入事務について

文化推進室の寄附金の現金取扱事務及び雑入払込事務において、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

2 支出事務について

生涯学習課における各公民館の修繕の発注において、一括して発注可能な契約を分割して発注し、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

文化推進室の報償金の支払いにおいて、会計事務の手引きに則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

また、修繕の発注において、一括して発注可能な契約を分割して発注し、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

3 契約事務について

文化推進室の入札において、必要な書類の提出が無く川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

4 財産管理について

文化推進室の備品の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

また、郵便切手等の出納の管理において、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

中央図書館はじめ各図書館等の備品の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

また、中央図書館の郵便切手等の出納の管理において、川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正に管理されたい。

スポーツ課の所管する備品の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

第3 意見

1 支出事務について

文化推進室の修繕料において、一者随意契約とした理由を明確に記載されたい。

また、業者決定の事務手続きに不備の無いよう事務を執行されたい。

中央図書館等の修繕料において、一者随意契約とした理由を明確に記載されたい。

スポーツ課の補助金等交付事務において、精算に必要な提出書類に不備の無いよう、適切に事務処理されたい。

2 契約事務について

全課室館の委託契約及び賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。

文化推進室の委託契約において、一者随意契約とした理由を明確に記載されたい。

中央図書館の委託契約及び賃貸借契約において、一者随意契約とした理由を明確に、長期継続契約である旨について適切に記載されたい。

また、入札に際して入札書の代理人の署名、印漏れなど無いよう確認されたい。

科学館の賃貸借契約において、長期継続契約である旨について適切に記載されたい。

3 財産管理について

教育総務課の行政財産の使用許可において、申請書に使用期間の記載漏れや、決裁に使用料の納期限が前納でない理由が明記されていないものが見受けられたので、適切に事務処理されたい。

また、許可内容を伺い文に適切に記載されたい。

各図書館（中央図書館を除く。）の所管する公印において、備品整理票が作成されていないので、作成の上、適切に管理されたい。

また、新郷図書館の行政財産の使用許可において、使用料の納期限が前納でない理由が明記されていないものが見受けられたので、適切に事務処理されたい。

スポーツ課の所管する備品において、指定管理者の物品との区別を明確にされたい。

4 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。

5 教育局における法務部門の設置について

教育局における法務部門の設置について、その必要性等の課題を整理し、早急に検討を進められたい。